

新旧対照表

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(省令第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書)</p> <p>第2条 省令第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(<u>省令第12条第1項に規定する知事が必要と認める図書</u>)</p> <p>第2条 <u>省令第12条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</u></p> <p>(1) <u>次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める図書</u></p> <p>ア <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し(一戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級が4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が4又は5であるものに限る。)</u></p> <p>イ <u>建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)に規定する第三者認証として一般社団法人住宅性能評価・表示協会による評価(以下「建築物省エネルギー性能表示制度」という。)を行った場合、建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体を評価したものであって、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条に規定する一次エネルギー消費量に係る基準に適合し、かつ、一戸建ての住宅(共同住宅等にあつては、各住戸)にあつては、同条に規定する外皮に係る基準に適合しているものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>省令第1条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書</u></p> <p>(<u>省令第12条第3項に規定する知事が不要と認める図書</u>)</p> <p>第3条 <u>省令第12条第3項に規定する知事が不要と認める図書は、前条第1号ア又はイに掲げる図書を提出する場合における前条第2号に掲げる各種計算書とする。</u></p> <p>(<u>省令第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書</u>)</p> <p>第4条 省令第23条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p>

新	旧
<p>(1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める図書</p> <p>ア 法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証</p>	<p>(1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める図書</p> <p>ア 法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、登録住宅性能評価機関（住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）による審査を受けた場合 当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証</p>
<p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第3条 (略)</p> <p>(省令第30条第1項に規定する知事が必要と認める図書)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(省令第30条第1項に規定する知事が必要と認める図書)</p>
<p>第4条 省令第30条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p>	<p>第6条 省令第30条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。</p>
<p>(1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める図書</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証の写し</p>	<p>(1) 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める図書</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第25条第2項に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証の写し</p>
<p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>エ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(建築確認申請書の提出部数等)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>(建築確認申請書の提出部数等)</p>
<p>第6条 法第35条第2項の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合（次項にお</p>	<p>第8条 法第30条第2項の規定により提出する建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）の部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、同法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合（当該建築物について、既に同法第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）により同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された場合（次項にお</p>

新	旧
<p>いて「適合判定がされた場合」という。)を除く。)における建築確認申請書の部数は、正本1部及び副本2部とする。</p>	<p>いて「適合判定がされた場合」という。)を除く。)における建築確認申請書の部数は、正本1部及び副本2部とする。</p>
<p>2 (略) (申請等の取下げ)</p>	<p>2 (略) (申請等の取下げ)</p>
<p><u>第7条</u> 法第12条第1項若しくは第2項の規定による提出、法第13条第2項若しくは第3項の規定による通知、法第19条第1項の規定による届出、法第20条第2項の規定による通知、<u>法第34条第1項</u>の規定による申請、<u>法第36条第1項</u>の規定による申請、<u>法第41条第1項</u>の規定による申請又は第1条第1項の規定による申請をした者(以下「申請者等」という。)は、これらの申請等を取り下げようとするときは、取下げ届(第4号様式)により知事に届け出なければならない。</p>	<p><u>第9条</u> 法第12条第1項若しくは第2項の規定による提出、法第13条第2項若しくは第3項の規定による通知、法第19条第1項の規定による届出、法第20条第2項の規定による通知、<u>法第29条第1項</u>の規定による申請、<u>法第31条第1項</u>の規定による申請、<u>法第36条第1項</u>の規定による申請又は第1条第1項の規定による申請をした者(以下「申請者等」という。)は、これらの申請等を取り下げようとするときは、取下げ届(第4号様式)により知事に届け出なければならない。</p>
<p>2 (略) (認定をしない旨の通知)</p>	<p>2 (略) (認定をしない旨の通知)</p>
<p><u>第8条</u> 知事は、<u>法第35条第1項</u>(<u>法第36条第2項</u>において準用する場合を含む。)又は<u>法第41条第2項</u>の認定をしないときは、その旨及びその理由を申請者等に書面により通知するものとする。 (適合判定通知書の交付を受けた計画等の廃止)</p>	<p><u>第10条</u> 知事は、<u>法第30条第1項</u>(<u>法第31条第2項</u>において準用する場合を含む。)又は<u>法第36条第2項</u>の認定をしないときは、その旨及びその理由を申請者等に書面により通知するものとする。 (適合判定通知書の交付を受けた計画等の廃止)</p>
<p><u>第9条</u> 建築主等(<u>法第2条第1項第4号</u>に規定する建築主及び法第13条第1項に規定する国等の機関の長をいう。以下同じ。)は、適合判定通知書(法第12条第6項に規定する適合判定通知書をいう。以下同じ。)の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を廃止したときは、建築物エネルギー消費性能確保計画廃止届出書(第5号様式)に適合判定通知書を添えて、知事に届け出なければならない。</p>	<p><u>第11条</u> 建築主等(<u>法第2条第4号</u>に規定する建築主及び法第13条第1項に規定する国等の機関の長をいう。以下同じ。)は、適合判定通知書(法第12条第6項に規定する適合判定通知書をいう。以下同じ。)の交付を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を廃止したときは、建築物エネルギー消費性能確保計画廃止届出書(第5号様式)に適合判定通知書を添えて、知事に届け出なければならない。</p>
<p>2 認定建築主(<u>法第36条第1項</u>に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画(<u>法第37条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)を廃止したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画廃止届出書(第6号様式)に、省令第25条第2項に規定する通知書(<u>法第36条第2項</u>において準用する<u>法第35条第1項</u>の規定による変更の認定を受けた者</p> <p>にあつては、当該通知書及び省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第2項に規定する通知書をいう。次条第2項において同じ。)を添えて、知事に届け出なければならない。 (建築主等の変更)</p>	<p>2 認定建築主(<u>法第31条第1項</u>に規定する認定建築主をいう。以下同じ。)は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画(<u>法第32条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。)を廃止したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画廃止届出書(第6号様式)に、省令第25条第2項に規定する通知書(<u>法第31条第2項</u>において準用する<u>法第30条第1項</u>の規定による変更の認定を受けた者</p> <p>にあつては、当該通知書及び省令第28条において読み替えて準用する省令第25条第2項に規定する通知書をいう。次条第2項において同じ。)を添えて、知事に届け出なければならない。 (建築主等の変更)</p>
<p><u>第10条</u> (略)</p>	<p><u>第12条</u> (略)</p>

新	旧
<p>2 法第35条第1項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物で、その工事の完了前に認定建築主を変更しようとするときは、認定建築主は、建築主等・認定建築主変更届に省令第25条第2項に規定する通知書の写しその他の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けたことを確認できる書類を添えて知事に届け出なければならない。</p>	<p>2 法第30条第1項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物で、その工事の完了前に認定建築主を変更しようとするときは、認定建築主は、建築主等・認定建築主変更届に省令第25条第2項に規定する通知書の写しその他の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けたことを確認できる書類を添えて知事に届け出なければならない。</p>
<p>第11条（略） （認定を取り消す旨の通知）</p>	<p>第13条（略） （認定を取り消す旨の通知）</p>
<p>第12条 知事は、法第39条又は第42条の規定により認定を取り消すときは、その旨及びその理由を認定建築主又は建築物の所有者に書面により通知するものとする。</p>	<p>第14条 知事は、法第34条又は第37条の規定により認定を取り消すときは、その旨及びその理由を認定建築主又は建築物の所有者に書面により通知するものとする。</p>

新

第1号様式～第3号様式 (略)  
 第4号様式 (第7条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

取 下 げ 届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 郵便番号  
 住 所〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
 氏 名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕<sup>㊤</sup>  
 電話番号

次のとおり申請等を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項の規定により届け出ます。

1 申請等の種類			
2 申請等年月日	年 月 日		
3 建築物の位置	(地名地番) ----- (住居表示)		
4 取下げの理由			
5 備 考			
※ 受付欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印			

- 備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。  
 2 ※印の欄には、記入しないでください。  
 3 届出者の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

旧

第1号様式～第3号様式 (略)  
 第4号様式 (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

取 下 げ 届

年 月 日

神奈川県知事殿

届出者 郵便番号  
 住 所〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
 氏 名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕<sup>㊤</sup>  
 電話番号

次のとおり申請等を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第1項の規定により届け出ます。

1 申請等の種類			
2 申請等年月日	年 月 日		
3 建築物の位置	(地名地番) ----- (住居表示)		
4 取下げの理由			
5 備 考			
※ 受付欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印			

- 備考 1 正本1部及び副本1部を提出してください。  
 2 ※印の欄には、記入しないでください。  
 3 届出者の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

新

第5号様式 (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

建築物エネルギー消費性能確保計画廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

建築主等 郵便番号

住 所〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
氏 名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕 ㊟  
電話番号

次のとおり建築物エネルギー消費性能確保計画を廃止したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第1項の規定により届け出ます。

1 適合判定通知書番号	第 号		
2 適合判定通知書交付年月日	年 月 日		
3 建築物の位置	(地名地番) ----- (住居表示)		
4 廃止の理由			
5 備 考			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 建築主等の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

旧

第5号様式 (第11条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

建築物エネルギー消費性能確保計画廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

建築主等 郵便番号

住 所〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
氏 名〔所在地、名称及び代表者の氏名〕 ㊟  
電話番号

次のとおり建築物エネルギー消費性能確保計画を廃止したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第11条第1項の規定により届け出ます。

1 適合判定通知書番号	第 号		
2 適合判定通知書交付年月日	年 月 日		
3 建築物の位置	(地名地番) ----- (住居表示)		
4 廃止の理由			
5 備 考			
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 建築主等の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

新

第6号様式 (第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

認定建築主 郵便番号

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の  
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

次のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画を廃止したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第2項の規定により届け出ます。

1	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号	第	号
2	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日	年	月 日
3	建築物の位置	(地名地番) ----- (住居表示)	
4	廃止の理由		
5	備考		
※ 受付欄		※ 決裁欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者印		担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 認定建築主の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

旧

第6号様式 (第11条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

認定建築主 郵便番号

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の  
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) ㊟

電話番号

次のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画を廃止したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第11条第2項の規定により届け出ます。

1	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号	第	号
2	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日	年	月 日
3	建築物の位置	(地名地番) ----- (住居表示)	
4	廃止の理由		
5	備考		
※ 受付欄		※ 決裁欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当者印		担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 認定建築主の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

新

第7号様式 (第10条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

建築主等・認定建築主変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

建築主等・郵便番号  
認定建築主 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の)  
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) ㊟  
電話番号

次のとおり建築主等・認定建築主を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。

1 交付(認定)の年月日及び番号	年 月 日		第	号
2 建築主等・認定建築主の住所及び氏名	新	〒	電話番号( ) —	
	旧	〒	電話番号( ) —	
3 変更の理由				
※ 受付欄	※ 決裁欄		※ 決裁年月日	
年 月 日				
第 号				
担当者印			担当者印	

- 備考 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。  
2 ※印の欄には、記入しないでください。  
3 建築主等又は認定建築主の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

旧

第7号様式 (第12条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

建築主等・認定建築主変更届

年 月 日

神奈川県知事殿

建築主等・郵便番号  
認定建築主 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の)  
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) ㊟

次のとおり建築主等・認定建築主を変更したいので、関係図書を添えて届け出ます。

1 交付(認定)の年月日及び番号	年 月 日		第	号
2 建築主等・認定建築主の住所及び氏名	新	〒	電話番号( ) —	
	旧	〒	電話番号( ) —	
3 変更の理由				
※ 受付欄	※ 決裁欄		※ 決裁年月日	
年 月 日				
第 号				
担当者印			担当者印	

- 備考 1 提出部数は、正本1部、副本1部としてください。  
2 ※印の欄には、記入しないでください。  
3 建築主等又は認定建築主の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。



新

第8号様式 (第11条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

工事完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

認定建築主 郵便番号  
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の)  
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) ㊟  
電話番号

次のとおりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事が完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第11条の規定により報告します。

1	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号	第	号
2	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日	年	月 日
3	建築物の位置	(地名地番) ----- (住居表示)	
4	工事完了年月日	年	月 日
5	備 考		
※	受 付 欄	※	決 裁 欄
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	担当者印		担当者印

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 認定建築主の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

旧

第8号様式 (第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

工事完了報告書

年 月 日

神奈川県知事殿

認定建築主 郵便番号  
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の)  
氏 名 (所在地、名称及び代表者の氏名) ㊟  
電話番号

次のとおりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事が完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条の規定により報告します。

1	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)番号	第	号
2	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(変更認定)年月日	年	月 日
3	建築物の位置	(地名地番) ----- (住居表示)	
4	工事完了年月日	年	月 日
5	備 考		
※	受 付 欄	※	決 裁 欄
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	担当者印		担当者印

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。  
2 認定建築主の氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。